

第25期小山市農業委員会 第12回総会議事録

令和6年5月27日

1. 開催日時 令和6年5月27日（月）午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 18人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

4. 欠席委員 1人

8番 寺田 仁一

5. 付議事件

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）
議案第5号	農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律による共有者不明農用地等の公示について
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案（共有者不明農用地等への利用権設定）について
議案第9号	農地法第32条第3項の規定に基づく、所有者不明農地の公示について
議案第10号	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況（案）について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

6. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	根本	護
	主査	金澤	卓哉
	主事	山中	啓
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	笹崎	ひろ子
農政対策係	係長	武藤	妙子

農政課

担い手・農地総合対策室

農業振興係	係長	上野	哲
	主事	堀口	里奈

事務局	総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は18名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。
議 長	ただいまより、第12回小山市農業委員会総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思います。 初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思います。いかに選出したらよろしいかお諮りします。 (議長一任との声あり)
議 長	それでは、2番篠原和香子委員、17番野原重雄委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いします。 なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の山中主事を指名いたします。 それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書の1ページ、別紙位置図1ページをご覧ください。 今回は、1件の申請がございました。 こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。 対象農地は : 畑5筆 面積 7,131㎡ 権利取得後の経営面積は : 71a 農機具等の保有状況は:トラクター、田植え機、コンバインを所有しており 労働力は: 2人 申請地は、自宅から4.5kmのところに位置する農地です。 以上が1番でございます。 以上、1件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たして

いると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

3 番 番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

受け人は会社を経営しておりますが、10年ほど前から知人の農地で農作業をしており、自身もついたことから本格的に農業をしたいと考え、新規就農に至りました。

農地については、玉ねぎ、かぼちゃ、ジャガイモ栽培に適した農地を探していたところ、就農希望地でまとまった農地が見つかったため、農地の管理に苦慮していた渡し人と相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

15番 1番の申請内容について、もう少し詳しい説明をお願いします。

事務局 受け人は、現在所有している農地はございませんが、相対で10年以上前から農地を貸りて耕作しておりました。今後は正式に申請地を取得して農業に従事していきたいとのことで、申請に至ったとのことです。

15番 今回の申請については、新規就農での農地取得となるのでしょうか。

事務局 新規就農での農地取得となります。

議 長 他に質疑はありませんか。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図2，3ページでございます。

今回は、3件の申請がございました。5月17日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、資材置場でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積780㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は建物や太陽光発電の電気工事及び土木工事等を請け負う法人です。工事受注の増加に伴い資材置場が不足したため、新たな資材置場の転用を計画しました。事務所から近く、大きな道路に近い申請地が事業用地として適地であるため、申請に至ったとのことです。

申請地は小山市役所桑市民交流センターから500メートル以内にある農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内浸透処理。

周辺の隣地状況ですが、北は農地、東は非農地証明を同時申請中の農地、南は宅地、西は道路。

農地との境には土留めを設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費906万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、自治会防災公園でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積269。

寄附を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は令和4年に老朽化した公民館を立て替えておりますが、公民館の防災拠点としての機能を充実させるために、公民館の近くに防災公園の設置を計画しました。平時には地域住民の憩いの場となる公園としても利用する予定です。土地を探したところ、公民館に隣接する農地が適地であるため、申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水は無し。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は宅地、東・南は道路、西は農地。農地との境にはフェンスを設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費490万円で、自己資金と市の助成金で賄うとのことで、残高証明書と市の予算書が添付されております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積267㎡。

使用貸借を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人はアパートに居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近く、購入した隣接地(山林)と合わせて転用することで住宅に必要な面積を確保できることから適地であり、申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は井戸、排水は豊田北東部地区農業集落排水へ放流とのことで、同意書が添付されております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は道路、東・南は宅地、西は山林。

資金計画につきましては、全体事業費1,919万円で、融資、贈与及び自己資金で賄うとのことで、融資証明書、贈与誓約書、残高証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番 番号1番について、補足説明いたします。

受け人は、建物や太陽光発電の電気工事等を請け負う法人です。工事受注の増加に伴い、事業に必要な資材置場が不足しております。事務所からの距離が適当である資材置場の転用を計画し、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

16番 番号2番について、補足説明いたします。

受け人は地元の自治会であり、一昨年公民館を建築しております。公民館の防災拠点としての機能を充実させるために、防災公園の設置を計画しました。申請地は公民館に隣接しており、普段は地域住民の憩いの場、非常時は防災拠点として利用できる公園が必要であり、今回の申請に至ったとのことことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

18番

番号3番について、補足説明いたします。

受け人は、受け人はアパートに居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。

今後両親の面倒を見るために適した土地を探したところ、実家に近く、父が所有する申請地が適地であるため、今回の申請に至ったとのことことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図4、5ページでございます。

今回は、4件の願出がございました。5月17日に調査委員会2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積179㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成15年以前から宅地として利用されてきました。農地を売買するために調査したところ、敷地の一部が農地に越境していることが判明しました。今後も

宅地として使用したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも21年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

願出地は、田5筆、面積6,702㎡。

願出の理由ですが、願出地のうち3筆は昭和43頃から建材業を営む法人の砂利採取プラント、2筆は昭和56年頃から施設園芸関係の工場として利用されてきました。現地の地目について調査したところ、農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも25年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積765㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和50年以前から自転車屋が宅地兼駐車場、自転車屋が移転してからは近隣で事業を営む方の駐車場として利用されてきました。相続した土地を調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも49年以上駐車場として使用されてきたことを確認しております。

以上が3番でございます。

次に、番号4番をご覧ください。

願出地は、田3筆、面積487㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和61年頃から所有者が営む事業の駐車場として利用されてきました。相続を受けた土地を処分するために調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも37年以上駐車場として使用されてきたことを確認しております。

以上が4番でございます。

以上4件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番

番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関

係者から事情を伺いました。

願出地は、平成１５年以前から自宅の一部として利用されてきました。農地を売買するために調査をしたところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

５番

番号２番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、平成１０年以前から資材置場及び工場敷地として利用されてきました。願出地を調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

５番

番号３番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和５０年以前から近隣の法人が使用する駐車場として利用されてきました。相続した願出地を調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

３番

番号４番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は昭和６１年以前から駐車場として利用されてきました。土地を処分するために調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第３号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」を審議いたしますが、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

(農政課職員入室)

議 長

それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書5ページ、別紙位置図6・7ページでございます。

この案件は、市農政課に申出のあった、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域からの除外につきまして、農業委員会の意見を求められております。

今回は3件の申出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、田1筆、面積3,257㎡のうち497.49㎡。

申出の理由ですが、申出者は実家で暮らしてきましたが、将来を考えて自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家に隣接しており、将来親族の介護や結婚した際の子育てに都合がよく、通勤にも適していることから今回の申出に至りました。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

変更する用途は、園舎敷地でございます。

変更する農地は、田3筆、面積4,224㎡。

申出の理由ですが、申出者は、認定とまともども園として幼保連携教育・保育業務を行っております。昭和55年に建築した本館が老朽化しており、建て替えの必要性が出てきました。

今は各施設が道路を挟んで分かれています、今回の建て替えに合わせて機能集約した大きい園舎を計画しました。申出地は既存の施設から近く、まとまった土地を確保できることから適地であり、今回の申出に至りました。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、土地収用法に該当する事業のための転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が2番でございます。

つづきまして、番号3番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積1,992㎡のうち449.01㎡。

申出の理由ですが、申出者は市街化区域に暮らしてきましたが、実家に住む兄の介護を行うために、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家に近く、二世帯住宅の建築に必要な面積を確保できることから適しており、今回の申出に至りました。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集团的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

5 番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は実家に居住しておりますが、手狭になっているために自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家に隣接しており、仕事の都合、親族の介護、将来結婚した際の子育てを考えると適地であり、今回の申出に至ったとのことでした。

なお、申出地は集团的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7 番	番号2番について、補足説明いたします。 この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。 申出人は、認定とまともこども園として幼保連携教育等の業務を行っております。園舎においては、老朽化による耐震上の問題、洪水ハザードマップ上水害の懸念があり、過去に床下浸水を経験しております。 建て替えや土地のかさ上げを行うことにより災害に強い園舎の建築を計画し、今回の申出に至ったとのことです。 なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。 事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
9 番	番号3番について、補足説明いたします。 申出人は市街化区域に居住してきましたが、実家に住む兄の介護を行うために、市街化調整区域の所有地に自己用住宅の建築を計画しました。 申出地は実家に近く、目的に適した土地であるため、今回の申出に至ったとのことです。 なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。 事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。
1 4 番	2番について、現在の園舎の敷地面積及び園舎を取り壊した後はどうするのか、説明をお願いします。
農政課	現在の園舎は2つあるが、敷地面積が分かるのは本館のみであり、敷地面積は、2,175㎡です。また、これまで使用していた園舎は2つあり、そのうちの1つは老朽化が進んでいるため建物を全て取り壊し、新たに駐車場及び運動場として使用されます。残りの園舎につきましては、取り壊しはされず、既存の状態のまま今後も使用されるとのことです。 他に質疑はありませんか。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」に係る意見聴取を行った結果、農業委員会として原案のとおり変更を承認する旨、答申してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(重要変更)」について、農業委員会として原案のとおり変更することを承認する旨、小山市長に意見を提出いたします。
農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議 長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画(利用権設定等促進事業)の決定について」、事務局の説明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第5号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第5号「農用地利用集積計画(利用権設定等促進事業)の決定について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について(再配分)」について、事務局の説明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による共有者不明農用地等の公示について」および議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案（共有者不明農用地等への利用権設定）について」は、関連がございますので、一括議題とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 それでは、議案第7号並びに議案第8号を一括議題とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

（議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

14番 議案第7号に記載のある、登記簿上の農地所有者の死亡日が推定ということですが、どういうことですか。

事務局 戸籍に推定と記載されていまして。

15番 議案第8号について、公示期間中に異議の申し出をする者がいた場合には、利用権の設定が無効となる、とのことですが、異議申出なんて考えられないと思います。どういう場合が考えられますか。

事務局 2ヶ月の公示期間中に、対象農地の権利者である旨の申し出があった場合には、異議の申し出があったものとみる、ということとなります。

6番 地代は裁判所に供託することになるのですか。

事務局 今回の場合は、判明している共有持分2分の1の所有者に支払うことになります。

議 長	他に質疑はありませんか。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による共有者不明農用地等の公示について」および議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案（共有者不明農用地等への利用権設定）について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なしとの声あり)
議 長	「異議なし」と認め、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による共有者不明農用地等の公示について」および議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案（共有者不明農用地等への利用権設定）について」、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第9号「農地法第32条第3項の規定に基づく、所有者不明農地の公示について」、事務局の説明を求めます。 (議案書の内容を読み上げる)
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第9号「農地法第32条第3項の規定に基づく、所有者不明農地の公示について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なしとの声あり)
議 長	それでは、議案第9号「農地法第32条第3項の規定に基づく、所有者不明農地の公示について」、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第10号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案)について」、事務局の説明を求めます。 (議案書の内容を読み上げる)

議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。
6 番	P 2 1 に記載の「1. 総会・部会の開催実績」について、部会設置数及び部会開催数が 0 となっておりますが、専門委員会の開催等は実績に含まれないのですか。
事務局	今回の実績につきましては、農地法に係る許認可案件等を審議する法定の部会が該当となるため、専門委員会は対象外となります。
	(特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第 1 0 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案)について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	(異議なしとの声あり)
議 長	それでは、議案第 1 0 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案)について」、原案のとおり可決いたします。
議 長	報告第 1 号から第 3 号について事務局の説明を求めます。
	(報告書の内容を読み上げる)
議 長	以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、第 1 2 回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、山中主事が作成したものであり、その内容の正当なる事を証するため署名する。

令和 年 月 日

農業委員長

議事録署名人

議事録署名人
